



長岡労働基準監督署発表
令和8年9月4日（金）

【照会先】 令和8年9月4日
長岡労働基準監督署
副 署 長 上野 響
第一方面主任監督官 井本 守昭
電話番号 0258-33-8702（直通）

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 労働者死傷病報告の報告を遅滞なく行わなかった疑い ～

長岡労働基準監督署（署長 釣井拓矢）は、本日、株式会社オグロ及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで新潟地方検察庁長岡支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年11月4日、株式会社オグロに所属する労働者が、作業中に胸椎を圧迫骨折する労働災害が発生し、休業を要する怪我であったにもかかわらず、長岡労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働災害の発生状況等の法定事項を報告（労働者死傷病報告）していなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社オグロ

所在地：新潟県柏崎市

事業内容：製造業

（2）代表取締役A

2 違反条文

被疑者株式会社オグロ、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年11月4日、株式会社オグロ敷地内において、同社の労働者が重量物を持ち上げた際に胸椎を負傷し、その後療養のため11日間休業したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害によって死亡または4日以上休業したときは、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長に、労働災害の発生状況等を、電子情報処理組織（電子申請等）を使用して報告（労働者死傷病報告）することが規定されていますが、被疑者Aは、前記3の労働災害が発生し、労働者が休業してから約1年10か月間、長岡労働基準監督署長に対し、当該報告をしていなかった疑いがあるものです。

○労働安全衛生法

第百条（報告等）

第1項 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第2～3項 略

第百二十条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第1～4号 略

第5号 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第6号 略

第百二十二条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

第九十七条（労働者死傷病報告）

第1項 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 1 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- 2 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 3 常時使用する労働者の数
- 4 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 5 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 6 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- 7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当す

るかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号

- 8 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- 9 休業見込期間又は死亡日時
- 10 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 11 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 12 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

第2項 略